

平成27年度の建設工事に係る入札制度の見直しについて お 知 ら せ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札制度について、次のとおり見直しを行い、平成27年4月から実施しますので、お知らせします。

I 電子くじの導入

平成27年4月1日以降に電子入札システムを用いて応札を行う工事から、同額の場合に紙や棒などを用いていた「くじ」について、入札参加者等が入札価格を入力する応札画面で、あらかじめ「くじ番号」を入力し、落札候補者を決定する「電子くじ」を導入します（総合評価落札方式（拡大分を含む。）により発注される案件を除く。）。なお、「くじ番号」を入力しない場合は応札を行えません。

【参考】電子入札システム機能追加のお知らせ

: <http://www.pref.okayama.jp/page/415376.html>

II 入札価格の内訳書の提出

平成27年4月1日以降に応札を行う工事から、入札参加者が入札価格を入力する応札画面に「入札価格の内訳書」を添付する機能を追加します（随意契約により発注される案件を除く。）。なお、「入札価格の内訳書」を添付しない場合は応札を行えませんが、当該入札の内訳書ではない資料が添付されていた場合などは失格となりますのでご注意ください。

【参考】電子入札システム機能追加のお知らせ

: <http://www.pref.okayama.jp/page/415376.html>

III 総合評価落札方式の見直し

平成27年4月1日以降に入札公告する工事から、次のとおり総合評価落札方式の見直しを行います。

1 自己採点方式の導入

県が定める評価項目（同種工事の施工実績、工事成績等）について、入札参加者に自己採点していただき、県は、その得点と入札価格等により算出された評価値が最も高い者（特別簡易型以外については全ての者）から技術資料と資格確認書類の提出を

求めることとします。また、県は、**評価値の最も高い者の自己採点の確認を行った上で落札候補者を決定**します。なお、県が採点した得点が、自己採点した得点に満たない評価項目については、県が採点した得点の2分の1の点数を得点とし、県が採点した得点が、自己採点した得点を超える評価項目については、自己採点した点数を得点とします。

2 標準点の見直し

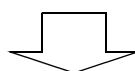
低入札価格調査制度における**調査基準価格を下回る価格で入札した者について、評価値を算出する際の標準点を次のとおりとします。**

区 分	調査基準価格以上	調査基準価格未満
特別簡易型	100点	75点
簡易型		65点
標準型		55点

3 企業の施工実績に係る評価の変更

【例：現行】

① 企業工 の実績	平成11年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	(発注規模)以上の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	3.0	/3.0	別記 様式 1-2
		(発注規模)未満の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	岡山県が発注した〇〇工事のうち、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間～(中略)～評定点の平均点。(以下省略)	67点以上	3.0	/3.0	別記 様式 1-2
65点以上 67点未満	1.5				
65点未満又は実績なし	0.0				



【例：変更後】

① 企業工 の実績	平成12年度以降に発注された同種工事の施工実績の有無	(発注規模)以上の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	3.0	/3.0	別記 様式 1-2
		(発注規模の1/2)以上の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	2.0		
		(発注規模の1/2)未満の(指定する工事(工種))の元請け実績あり	1.0		
	上記のいずれにも該当しない。	0.0			
岡山県が発注した〇〇工事のうち、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間～(中略)～評定点の平均点。(以下省略)	67点以上	3.0	/3.0	別記 様式 1-2	
	66.5点以上 67点未満	2.5			
	66点以上 66.5点未満	2.0			
	65点以上 66点未満	1.5			
	65点未満又は実績なし	0.0			

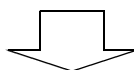
※ 共同企業体の代表者を除く構成員の評価基準については、変更ありません。

評価項目における平均点を算出する期間の変更については、平成27年6月1日以降の公告分から適用されます。

4 配置予定技術者の施工実績における同種工事の取扱いの変更

【例：現行】

② 配置 技術 予術 定者 の 能 力	平成11年度以降に発注された同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	主任技術者又は監理技術者として（発注規模）以上の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	4.0	/4.0	別記 様式 2-2
		主任技術者又は監理技術者として（発注規模）未満の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	2.0		
		現場代理人として（指定する工事（工種））を施工した実績あり（主任技術者又は監理技術者を兼務した場合を除く。）	1.0		
		上記のいずれにも該当しない。	0.0		
	岡山県が発注した工事のうち、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間～（中略）～ 評定点の平均点。（以下省略）	67点以上	5.0	3.0	/5.0
65点以上 67点未満	2.5				
65点未満又は実績なし	0.0				



【例：変更後】

② 配置 技術 予術 定者 の 能 力	平成12年度以降に発注された同種工事を主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した実績の有無	主任技術者又は監理技術者として（発注規模）以上の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	4.0	/4.0	別記 様式 2-2
		主任技術者又は監理技術者として（発注規模の1/2）以上の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	3.0		
		主任技術者又は監理技術者として（発注規模の1/2）未満の（指定する工事（工種））を施工した実績あり	2.0		
		現場代理人として（発注規模）以上の（指定する工事（工種））を全期間にわたり施工した実績あり（主任技術者又は監理技術者を兼務した場合を除く。）	2.0		
	現場代理人として（発注規模）未満の（指定する工事（工種））を全期間にわたり施工した実績あり（主任技術者又は監理技術者を兼務した場合を除く。）	1.0			
	上記のいずれにも該当しない。	0.0			
岡山県が発注した工事のうち、平成23年4月1日から平成27年3月31日までの間～（中略）～ 評定点の平均点。（以下省略）	67点以上	5.0	3.0	/5.0	別記 様式 1-2
	66.5点以上 67点未満	4.0			
	66点以上 66.5点未満	3.0			
	65点以上 66点未満	2.5			
	65点未満又は実績なし	0.0			

※ 評定点の平均点を算出する期間の変更については、平成27年6月1日以降の公告分からです。

5 防災協定に係る評価方法の見直し

次の4つの防災協定について、これまで工事の種類にかかわらず一律に「指定防災協定」としておりましたが、**防災協定の内容に即した工事を発注する場合に「指定防災協定」として評価することとします。**

- ① 大規模災害時における応急対策業務に関する協定 （一社）岡山県建設業協会
- ② 災害時における県有施設の応急対策に関する協定 （一社）岡山県電業協会

- ③ 災害時における県有施設の応急対策に関する協定 岡山県電気工事工業組合
 ④ 災害時における県有施設の応急対策に関する協定 協同組合岡山県管事業協会

工事の種類	①	②	③	④
土木一式工事（PC橋梁上部工工事を除く）	○	—	—	—
建築一式工事	○	—	—	—
とび・土工・コンクリート工事（交通安全施設工事を除く）	○	—	—	—
電気工事	—	○	○	—
電気通信工事	—	○	○	—
管工事	—	—	—	○
しゅんせつ工事	○	—	—	—
その他の工事	—	—	—	—

※ 上図の「○」の工種について、対応する防災協定を指定防災協定とします。

IV 最低制限価格制度

最低制限価格の設定水準を見直します。

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<http://www.pref.okayama.jp>) から → 画面左上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

入札制度の見直しについて
 土木部技術管理課技術指導班
 TEL 086-226-7460